

千葉県入札監視委員会平成27年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成27年8月5日(水) ホテルポートプラザちば2階 「パール」	
委員	○ 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 轟 朝幸(日本大学理工学部教授) 永井 香織(日本大学生産工学部准教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 柳 久之(一般社団法人日本経営協会講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長      ○ 副委員長	
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に13件(20者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p><b>審議事案概要</b></p> <p>○ 簡易裁判所が略式命令を出してから指名停止をするまで時間があいた案件があるが、なぜなのか。また、談合行為による指名停止ということだが、他に関与した業者には指名停止はしているのか。</p> <p>○ 簡易裁判所から略式命令が出た後に指名停止になった案件と、簡易裁判所へ略式起訴されたことにより指名停止になった案件とがあるが、起訴のみで指名停止をするのは問題ないのか。</p> <p>○ 落札した業者が契約辞退をした案件が今回3件もあった。このような事がないよう業界団体に指導などはしているのか。</p> <p>○ 低入札価格調査対象となった案件で、2者入札参加したうち1者が低入札価格調査の結果失格となり、残りが1者のみとなった状態でそこが落札者となったようだが問題ないのか。</p> <p>○ 低入札価格調査で書類不備による無効となったものがあるが、過大な資料を要求しているということはないか。</p>	<p>○ 当該談合事件に関与した他の業者については先に関係者の逮捕があったためその時点で情報を得て、前回の入札監視委員会の審議対象期間に指名停止を行っておりました。この業者のみ逮捕がなかったもので情報を入手するまで時間がかかったものですが、情報が入ってからはすみやかに指名停止の手続を行いました。</p> <p>○ 指名停止の要件には公訴の提起も含めておりますので、問題ないと考えております。</p> <p>○ 具体的な話としてしたことはありませんが、今後事案を紹介しながら協力を求めたいと考えております。</p> <p>○ 1者入札が競争性を損なうことはないと考え1者入札可という設定をしていた案件であり、問題はないと考えております。</p> <p>○ 過大な要求となっているとは考えておりません。なお、提出資料については適宜見直し等を行っております。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【千葉県立沼南高等学校校舎（管理・特別教室棟外）大規模改造建築工事】</b></p> <p>○ 2月3日開札で、低入札価格調査の書類提出期限が2月6日となっているが、3日間で書類提出は可能なのか。また、書類作成は業者の負担とはならないか。</p> <p>○ 「調査報告書に提出に代わる届出」の1枚の紙を提出するだけで無効と認めるのはいかがなものか。必ず報告書を提出させるべきではないか。また届出書1枚でよしとするにしても、せめてより具体的に理由を書かせるべきではないか。</p> <p>○ 低入札価格調査でなければ、通常は落札した後に契約辞退をすると指名停止となる。それと比べると、簡略な届出書で「自社都合」という記載のみでその理由が明示されないのはどうかという感じを受ける。</p> <p>○ 調査基準価格未満での入札の原因が発注者の仕様書の方であった可能性など、役所が発注方法を見直すために理由が参考になることもある。「自社都合」だとそういうこともわからないので、もっと理由を書かせるようにするなど、届出書などは今後ぜひ改良をしていただきたい。</p>	<p>○ 資料提出まで標準は5日間取りますが、今回は事務処理上の事由で3日間としました。期間については公告に記載をしております、業者から問い合わせ等も無かったので問題無いと考えています。</p> <p>また、低入札価格調査に必要な書類等は公表しており、その中身は内訳書等、普通は入札前に作るものです。適正に入札に向けた準備をしていれば存在する書類という認識です。</p> <p>○ 届出については、国や周辺自治体と同様のものとしております。</p> <p>必ず報告書を求めるとすると、かえって業者が入札参加に慎重になることが危惧されます。また、理由を書くことについては、あくまで自己申告なので深く追求することは難しいと考えております。</p> <p>○ 理由の記載については今後検討していくべきと認識しております。</p> <p>ただし、公共事業は公平性も保たなければならないので、他県等と比べて過度に異なる制度をすることが妥当かも含めて慎重に考えなければならないことを御理解いただければと思います。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【千葉港港湾環境整備及び県単港湾整備合併工事（埋立工その3）】</b></p> <p>○ この案件については1者入札を認める案件という事で、結果として入札参加者は1者のみだったが、落札した業者はどの時点で1者のみという事を知ったのか。</p> <p>○ 落札業者は入札参加者が1者のみだと予想できていたのではないか。</p> <p>○ 1者しか入札に参加しなかった理由についてはどう考えているのか。</p> <p>○ 1者入札を可能とする条件としてはどのような場合があるのか。</p> <p>○ 1者入札可と設定されることによって、業者が最初から1者入札になると見込める、またそれによって落札率が高くなっているということはないか。</p>	<p>○ 「埋立工その2」の工事が1者入札のために入札中止となったことは公表されていきました。同じ工事の再発注である当該案件「埋立工その3」の参加者数については開札が終わるまで参加者が知ることはありません。</p> <p>○ 「その2」では入札参加資格要件を県内業者に限定していましたが、「その3」では地域要件をなくしました。複数の参加が見込め、1者という予想はできなかつたと思われます。</p> <p>○ 規模の大きいマリコン（マリコンストラクター）を対象とする工事なのですが、対象となる会社が東北地方の復興関連等の規模の大きな他工事を既に受注し技術者不足となっていたことなどが考えられます。</p> <p>○ 同種工事が入札不調が頻発したり、不調となった場合に適正工期が確保できない工事である場合のみ、1者入札可とできるとしております。</p> <p>○ どの工事も資格要件の設定の段階では原則20者以上が参加できるように設定しています。入札参加者は最後まで1者であることはわからず、落札率に影響することもないと考えております。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 一般競争入札（事後審査型）</b>  <b>【市原警察署白鳥駐在所建設工事】</b></p> <p>○ 落札者決定に至るまで入札不調を6回          経ているということだが、その間、業者の          格付以外での工夫（設計内容の変更など）          は行わなかったのか。</p> <p>○ 5回目まで指名競争入札で、6回目から          制度改正により一般競争入札に切り替え          たということだが、当該案件への対応のた          めに制度改正をしたということか。</p> <p>○ 11月の制度改正よりも前に、随意契約          へと切り替えることは考えなかったのか。</p> <p>○ この案件のようなケースは多いのか。</p> <p>○ 指名競争入札から一般競争入札に切り          替える場合、指名競争で何回不調であれば          という回数の目安はあるか。</p>	<p>○ 工法や工種は一般的なものです。立地も          変えられず、工事内容での緩和策を取るの          は難しい状況でした。</p> <p>    辞退業者への辞退理由の確認はしてお          り、多くは技術者不足（特に大工）とい          うことだったので、格付を直近上位に広げ          たほか、地域要件についても緩和を図りまし          た。また設計単価の上昇については対応し          ていました。</p> <p>○ 制度改正はこの案件のためというもの          ではなく、県全体での不調対策として平成          26年11月に行われたものです。</p> <p>○ 現在の県の制度では、入札不調を理由に          随意契約ができるということにはなって          おりません。</p> <p>○ この案件のように不調を繰り返すのは          特別ですが、指名競争入札、特に建築での          不調は多く発生しています。</p> <p>    指名競争入札で1者入札になったこと          による入札不調が多かったため、11月の          制度改正で、指名競争において不調が発生          した場合に、一般競争入札（事後審査型）、          1者入札可という入札方式に切り替える          ことを可能としました。</p> <p>○ 不調回数での条件は設定していません。</p>

<p>○ 単価の見直しはしていたということだが、工事が始まってからの単価の上昇も考え前もって金額を上げておくような工夫はできないのか</p> <p>○ 通常の案件であれば単価についてはそういった対応が良いと思うが、今回のように何度も入札手続をやると県側の事務コストもかなりかかると思う。そのコスト増を止めるためにも、最初から設計単価を上げて考えるのも一つの考えではないか。</p> <p>○ 技術者不足が不調の原因にあったということだが、今後のことも含めて関連する制度改正等の話はあるか。</p> <p>○ 数度の（不調だった）指名競争入札で、当初は格付Bランクの業者を指名していたのを直近上位のAランクから指名したことがあったということだが、逆に直近下位のCランクからの指名は考えなかったのか。</p> <p>○ 技術者不足は人の取り合いとなり、結果として経験不足の人による施工での品質低下も懸念される。技術者不足が予想される時期は発注を減らすような中長期的計画が必要では。</p>	<p>○ 施工単価の上下を事前予測することは困難です。長期間に契約が渡る場合においては、契約中の物価変動には通称スライド条項と呼ばれているもので適切に対応することが可能です。</p> <p>○ 工夫の余地はあると思います。ただし、この案件で不調が続いたのは技術者の問題もあるので、総合的な視野で考える必要があると考えております。</p> <p>○ 同じ11月の改正で現場代理人の常駐義務は緩和しました。またフレックス工期契約制度というものもあり、これらで多少は状況が良くなっております。技術者不足は国全体のマターでもあり、今後も国の動きなども含め検討して参ります。</p> <p>○ Cランクの業者についても、手持ち工事の状況等聴き取りを実施していましたが、Bランクの業者以上に技術者の配置が厳しい状況のようでした。そのため、直近上位へとシフトさせました。</p> <p>○ 耐震改修など、どうしても集中してしまう工事もあります。フレックス工期制度などの工夫はしているので、今後状況は変わってくるのではないかと考えています。</p>
--	--

意見・質問	回 答
<p><b>事案4 指名競争入札</b>  <b>【防災林造成工事（蓮沼ホその3）】</b></p> <p>○ 最低制限価格未満の入札で3者が失格となっているが、予定価格と最低制限価格は公表しているのか。</p> <p>○ 落札価格と数百円の差により失格となっているものがあるが、入札というよりも積算能力の比較となっているという印象がある。</p> <p>○ 年度末の3月に工事を発注した理由は、発注時期の分散のためか。</p> <p>○ 指名業者15者のうち1者が入札を辞退しているが、辞退理由を確認しているか。</p> <p>○ 入札を辞退した業者の辞退理由を確認することによって、発注者側が今後の発注時期や発注内容を考える際にプラスに持っていけることもあるので、理由は確認すべきではないか。</p>	<p>○ 予定価格は事前公表していますが、最低制限価格は事後公表です。</p> <p>○ 設計上この工事の積算の難易度は低いとは言えると思いますが、業者の受注意欲が高かったため僅差で競い合ったものと考えています。</p> <p>○ 明許繰越の案件として議会承認を受けた上で、土砂の調達調整等がありこの時期の発注となりました。通常であればこの時期の発注が少ないこともあり、結果として競争性が高まり僅差となったと考えております。</p> <p>○ 電子入札システムにより辞退届が出されたものですが、業者から理由の聞き取りなどは行っておりません。</p> <p>○ 理由の確認については今後の検討課題としたいと考えております。  ただし、現在も入札案件によってはケースバイケースでヒアリング等の対応をしております。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b>  <b>【千葉水道事務所千葉西支所屋上防水改修工事】</b></p> <p>○ 指名競争入札での落札者が契約辞退をしたために随意契約を行ったということだが、落札金額以下でしか契約できないというのはなぜか。</p> <p>○ 最初の入札で次順位者だった2者(同価格で入札)に見積依頼を出したということだが、なぜその2者だけなのか。</p> <p>○ 可能性が低いという理由で2番目の業者だけにするというよりも、公平性を考えると、入札参加者全員に見積依頼を出すべきではないか。</p> <p>○ 全国的に見ると、8割方の公共機関が類似するケースにおいて低い金額を入れた相手方に見積依頼をしていると聞いている。発注者側のリスク回避や事務処理負担を考えてそうやっているのだろう。</p> <p>○ 見積依頼をしても随意契約ができなかった場合は、どのようにするのか。</p> <p>○ 今回の防水工事のような専門工事を発注する場合、特定の資格を持った技術者がいるという条件で業者を選定することはあるか。</p>	<p>○ 地方自治法施行令167条の2第3項(公営企業においては地方公営企業法施行令21条の14第3項)により、落札金額の制限内で行うこととなっております。</p> <p>○ 落札金額と入札金額の差が少ない方が落札金額以下で随意契約ができる可能性が高いと考えられるため、2者に依頼を行いました。</p> <p>○ 今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。</p> <p>○ 本案件では雨漏りへの対応で急を要するという事情もあったため随意契約としましたが、そもそも基本的にこのような場合には競争入札により再発注を行います。</p> <p>○ 一般論として、発注を行う際に建設業法に基づく資格や実務経験を持つ技術者がいることを選定要件とすることは当然あります。</p>

## 委員講評

- 入札が適正に行われているかを考える場であると共に、制度に対しても意見ができる場だと思って会議に参加している。案件の処理について制度上問題ないとしても、その制度自体に不具合が起こっていないかを考える機会になってもらえればと思う。
- 警察署関連の工事で、7回入札を行っても最後まで1者しか参加しないというものがあったが、こういった状況をどうすれば打破できるのか。例えば消費税率アップ後には民間住宅産業が落ち込むだろうから、業者の手持ちが少なくなるその時期に発注をするなどということは考えても良いのかもしれない。

最近、安価な工事にはそもそも参加しないという傾向は業界にあるが、今回の不調案件などを実際に計算してみると、必ずしも安すぎるというわけでもなく、やはり人手不足が問題なのかなと感じる。人手不足だけでなく技術者のレベルが低くなっているのも問題になってきており、技術者のレベルの底上げの施策も必要ではないか。
- 人手不足などで応札者が減っているのは、不調による事務量の増大なども含め、非常に大きな課題である。なかなかアイデアもないのだろうが、対応の検討を。

その一方、低入札で意欲の高い業者が引っかかっているという対照的な案件もあり、その差が出ることに何か条件があるかなど見極めていくと解決策が見えてくる可能性もある。低入札価格調査対象者がみな簡略な届出書の提出等により落札者となっていないのはやはり引っかかる。他県ではむしろ低入札だった業者の工事成績が良かった例もあるので、より御検討いただきたい。
- 積算不足が低入札の原因ならば、業者に見積をしっかりとらせるような制度も必要なのではないか。落札後に契約辞退だとペナルティが課されるのに、低入札は簡略な届出書で入札無効となりペナルティなしとなるのはやはりおかしい。低入札になった場合の対応として、業者に対しあらかじめ報告書を求めることもあることを周知し、きちんとした入札をさせるような方策を講ずるべきである。

また、随意契約でも公正さを厳格にすべき。入札が基本なのは公平性を確保するためであり、特例として随契をやるにしても、法律で決められた要件をきっちり守ることで公平性を担保することが必要。契約辞退時に次順位者に見積依頼をすることは合理的なのは理解できるが、それならばルールにきっちり書いておくべきではないか。
- 辞退について把握し、事後のフィードバックに活用する必要性を強く感じる。発注時期が悪いのか、仕様・内容が悪いのか、資格要件が厳しいのか、そういったことをしっかり見ていかないと次に結びつかない。

また、技術者不足にどういう対応ができるのか。今回の対象期間内で、建設業法違反（技術者の専任制違反）で指名停止がなされたものもある。建設業法上の取り決めとの関係性も含めて、対策を考えていくべきかと思う。